

## 水源林保全のための仕組みづくりについて

検討いただいた、「水源林保全のための仕組みづくり」について、平成 26 年 9 月 22 日に滋賀県森林審議会 栗山 浩一 会長（京都大学教授）から、知事に対して答申がなされました。この答申を踏まえての「琵琶湖森林づくり条例」の改正等の方向性についての検討の内容について報告します。

### 1 これまでの経過

#### 〔滋賀県森林審議会における審議等〕

平成 25 年 12 月 24 日	水源林保全のための仕組みづくりについて諮問
平成 26 年 3 月 18 日	方向性の検討
4 月 30 日	骨子案の検討
7 月 2 日	中間報告案の検討
9 月 3 日	最終報告案の検討
9 月 22 日	水源林保全のための仕組みづくりについて答申

#### 〔その他意見交換会等〕

平成 26 年 5 月 9 日～16 日	第 1 回 各市町説明および意見交換会
5 月 24 日	琵琶湖森林づくり県民フォーラム
7 月 4 日	第 2 回 各市町説明および意見交換会

#### 〔環境・農水常任委員会への報告〕

平成 26 年 8 月 7 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (中間報告について)
9 月 10 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (最終報告について)

### 2 今後の予定

平成 26 年 11 月中	市町および林業関係者への説明会
11 月中旬	環境・農水常任委員会
12 月中旬	環境・農水常任委員会 (県民政策コメント実施について)
平成 26 年 12 月～	条例要綱案県民政策コメント募集
平成 27 年 1 月頃	
平成 27 年 1 月	環境・農水常任委員会 (県民政策コメント結果・条例草案について)
平成 27 年 2 月	「琵琶湖森林づくり条例」改正議案 上程

### 3 答申の内容等

資料 1 水源林保全のための仕組みづくりについて（答申）〔概要版〕

資料 2 水源林保全のための仕組みづくりについて（答申）

## 〔現状〕

## 〔目的〕(第1条)

森林の多面的機能（水源かん養、県土の保全、木材等の供給など森林の有する多面にわたる機能）の持続的発揮

↓

琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

## 〔定義〕(第2条)

「森林づくり」「森林の多面的機能」「森林所有者」の定義

## 〔基本理念〕(第3条)

- ◆多面的な機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち地域の特性に応じた森林づくり
- ◆県民の主体的な参画による森林づくり
- ◆森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担と協働による森林づくり
- ◆県内の森林資源の有効利用の促進による森林づくり
- ◆森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり

## 〔責務〕(第4条～第8条)

県、森林所有者、森林組合、県民、事業者の責務

## 〔森林づくりに関する基本的施策〕

(第9条～第19条)

## ◆基本計画の策定(第9条)

## ◆環境に配慮した森林づくりの推進(第10条)

- ①地域の自然的条件・社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業を計画的に推進
- ②総合的かつ計画的な間伐対策の推進

## ◆県民の協働による森林づくりの推進(第11条～第14条)

- ①県民の主体的な参画の促進等(第11条)
- ②里山の保全の推進(第12条)
- ③流域における森林づくりに関する組織の整備の促進(第13条)
- ④びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間(第14条)

## ◆森林資源の利用の促進(第15条・第16条)

- ①県産材の利用の促進(第15条)
- ②森林資源の有効な利用促進(第16条)

## ◆森林づくりを支える人材の確保・育成(第17条～第19条)

- ①森林所有者の意欲の高揚等(第17条)
- ②森林組合の活性化(第18条)
- ③森林環境学習の促進(第19条)

## 〔雑則〕(第20条～第22条)

財政上の措置、森林づくりの状況等の公表、規則への委任

## 〔改正検討内容〕

## 〔目的〕(第1条)

改正なし

## 〔定義〕(第2条)

改正なし

## 〔基本理念〕(第3条)

改正なし

## 〔責務〕(第4条～第8条)

改正なし

## 〔森林づくりに関する基本的施策〕

(第9条～第19条)

- ◆基本計画の策定
- ◆環境に配慮した森林づくりの推進
- ◆県民の協働による森林づくりの推進
- ◆森林資源の利用の促進
- ◆森林づくりを支える人材の確保・育成

森林づくりに関する基本的施策に、次の事項について規定を検討しています。

## ・林地境界明確化

- ・森林に被害を及ぼす鳥獣対策の推進
- ・貴重な森林生態系の保全の推進
- ・水源涵養地域の保全の推進(水源涵養地域の土地取引の把握)
- ・多様な主体による水源林の管理
- ・県産材の利用の促進等

## ◎水源涵養地域の保全の推進の条項

⇒(仮称)滋賀県水源涵養地域保全条例の制定

## 〔雑則〕(第20条～第22条)

改正なし

## 5 検討の具体的な内容

### (1) 「琵琶湖森林づくり条例」の改正

#### ア 林地境界明確化

森林の土地の境界の確定が速やかに行われるよう必要な措置を講ずることについて定める。

##### 〔内容〕

県は、森林の施業が適切に行われるためには、森林の土地の境界の確定が重要であることに鑑み、森林の土地についてその境界の確定が速やかに行われるよう必要な措置を講ずることとする。

【項の追加】(第10条関係) [環境に配慮した森林施業等の推進]

#### イ 森林に被害を及ぼす鳥獣対策の推進

ニホンジカをはじめとして、森林に被害をもたらしている鳥獣対策について定める。

##### 〔内容〕

県は、鳥獣による森林に係る被害を防止することが重要であることに鑑み、個体数の管理その他の対策を講ずることとする。

【項の追加】(第10条関係) [環境に配慮した森林施業等の推進]

#### ウ 貴重な森林生態系の保全の推進

巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系を保全することについて定める。

##### 〔内容〕

県は、森林にあって、多面的機能を高度に発揮し、かつ、文化的または歴史的意義を有する貴重な保全すべき樹木またはこれらが生育している地域を保全するため必要な措置を講ずることとする。

【条の追加】

#### エ 水源林の保全の推進（水源林の土地取引の把握）

森林の有する水源涵養機能を保全するための必要な措置について定める。

##### 〔内容〕

県は、県内の森林の有する水源涵養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、水源涵養地域における土地の所有権等の移転等の届出その他の必要な措置を講ずるよう努めることとする。

【条の追加】

『保全するための必要な措置として「(仮称)滋賀県水源涵養地域保全条例』を制定して、水源涵養地域内の土地の所有権等の移転等について必要な事項を定める。

#### **才 多様な主体による水源林の管理**

森林組合、コモンズ、企業、N P Oなど多様な主体がそれぞれの特性を活かして管理できるよう情報の提供等を行うことについて定める。

##### **[内容]**

森林の整備を促進するため、それぞれの特性を活かした森林管理について、森林所有者に対する情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずることとする。

##### **【条の追加】**

#### **力 県産材の利用の促進等**

県産材を安定的に流通させていくためには、住宅等への県産材の利用を促進することや、需給調整に関して必要な措置を講ずることなどを定める。

##### **[内容]**

①県産材の利用を促進するため、住宅への利用の推進に必要な措置を講ずることする。

##### **【条の改正】(第 15 条関係) [県産材の利用の促進]**

②県産材の供給体制の合理化が特に重要であることから、県産材の需給調整に関して必要な支援を行うこととする。

##### **【項の追加】(第 15 条関係) [県産材の利用の促進]**

③森林づくりを支える人材を育成するため、木材や木製品に触れる機会の提供により森林の多面的機能についての理解と関心を深めることとなる森林環境学習の促進に必要な措置を講ずることとする。

##### **【条の改正】(第 19 条関係) [森林環境学習の促進]**

#### **キ 施行日**

平成 27 年 4 月 1 日から施行することとする。

## (2) (仮称) 滋賀県水源涵養地域保全条例の制定

### ア 目的

条例の目的を定める。

#### [内容]

水源涵養地域の保全に関して、基本理念、責務等を明らかにするとともに、水源涵養地域内の土地の所有権等の移転等について必要な事項を定め、水の供給源としての水源涵養地域の機能の維持に寄与することを目的とすることとする。

### イ 定義

条例において使用する用語の定義を定める。

#### [内容]

「水源涵養地域」とは、条例の規定により指定された地域をいうこととする。

「土地所有者等」とは、水源涵養地域内の土地の所有権等を有する者をいうこととする。

### ウ 基本理念

水源涵養地域の保全に当たっての基本的な考え方としての基本理念を定める。

#### [内容]

水源涵養地域の保全は、水源涵養地域がもたらす水が県民の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、県民が将来にわたって水源涵養地域がもたらす水の恵みを享受することができるよう推進されなければならないことを基本理念とすることとする。

### エ 責務等

水源涵養地域の保全に関しての「県」、「土地所有者等」および「県民」の責務等について定める。

#### [内容]

「県」は、基本理念にのっとり、水源涵養地域の保全に関する施策を実施するとともに、市町および国と連携を図ることとする。

「土地所有者等」は、水源涵養地域の保全に関する理解を深め、水源涵養地域における適正な土地利用に配慮するよう努めるとともに、県が実施する水源涵養地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならないこととする。

「県民」は、水源涵養地域の保全の重要性を認識するとともに、県が実施する水源涵養地域の保全に関する施策に協力するよう努めることとする。

## 力 水源涵養地域の指定

水源涵養地域の指定の手続について定める。

### [内容]

知事は、水源涵養機能の維持を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められるものを水源涵養地域として指定する。指定の際は、区域の案をあらかじめ縦覧に供するとともに関係市町の長等の意見を聴くこととする。

## キ 土地の所有権等の移転等の届出

土地所有者等が当該土地の所有権等の移転等をする契約を締結しようとするときは、当該契約を締結しようとする日の30日前までに知事に届出すること等について定める。

### [内容]

土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転または設定をする契約（規則で定めるもの）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の30日前までに、必要な事項を知事に届け出なければならないこととする。

#### 【届出内容】

氏名、住所、土地の所在および面積、所有権等の種別、土地の利用目的 等

知事は、届出があったときは、市町の長に通知し、水源涵養地域の保全の見地からの意見を求めることとする。

## ク 助言、指導等

水源涵養地域の保全のために行う必要な助言、指導等について定める。

### [内容]

知事は、届出者に対して当該届出等に係る土地利用について、当該土地およびその周辺の土地における水源涵養機能の維持を図るために必要な助言、指導等を行うことができることとし、助言、指導等を受けた届出者は、土地の所有権等の移転または設定を受けようとする者に当該助言、指導等の内容を伝達するものとする。

## ケ 報告の徴収、立入り調査等に関する事項

必要な報告の徴収や、立入り調査等を定める。

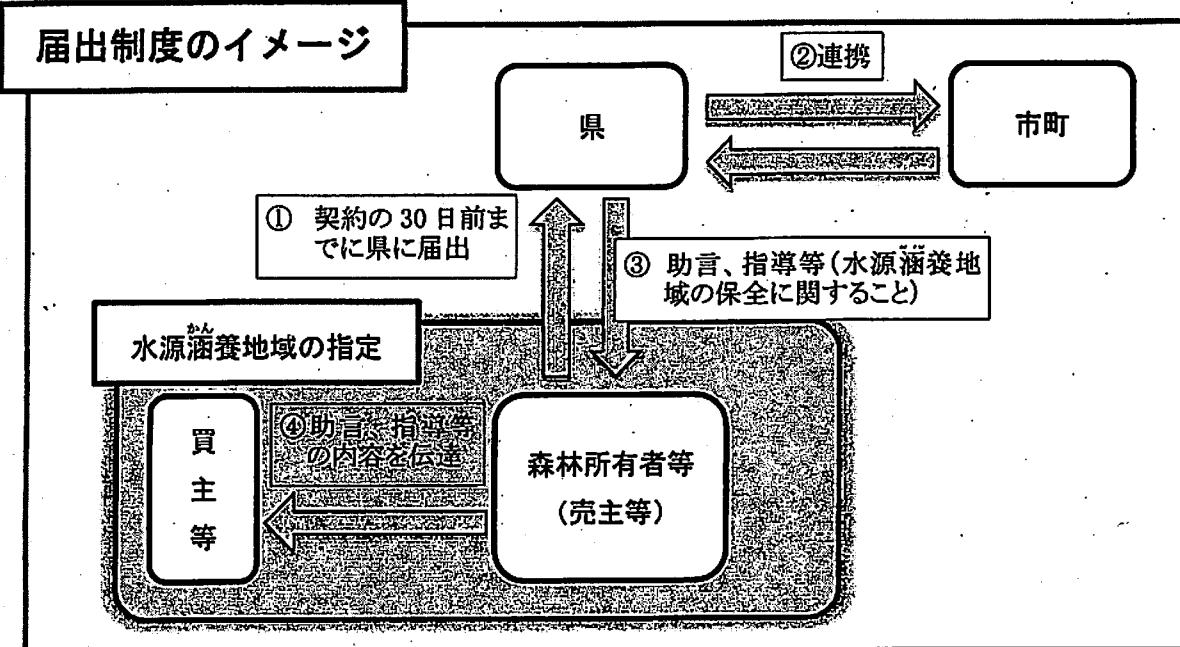
## コ 過料

届出をしなかった者等への過料について定める。

## サ 施行日

平成27年4月1日から施行することとする。ただし、届出等に係る部分については、必要な周知期間を設けた後、施行することとする。

## 届出制度のイメージ



参考資料 琵琶湖森林づくり条例



## 水源林保全のための仕組みづくりについて（答申）【概要版】

平成26年9月22日（月）

滋賀県森林審議会

### 1. はじめに

滋賀県知事から滋賀県森林審議会会长に対し、「水源林保全のための仕組みづくりについて」諮問され、趣旨は、琵琶湖の水源林を健全な姿で未来に引き継ぐための仕組みづくりについて、幅広い見地から総合的に検討してもらいたい、というもの。

本報告は水源林保全のための仕組みづくりに向けた全体的な枠組みを示したもので、今後は、この枠組みに基づき、具体的な取り組みに向けて議論が進むことを期待している。

### 2. 基本的な視点（総論）

滋賀県の森林は、琵琶湖や淀川流域の重要な水源であり、すべてを重要な水源林として位置付け、次代に引き継ぐための保全の仕組みが必要である。

森林は、林種や林相に応じた固有の多種多様な動植物や土壌生物が生育・生息していることから、生物多様性を保全する場として、特に重要な役割を果たしており、水源林を保全していくためには、生物多様性の視点に立ち、多様な樹種や齡級構成、多様な動植物が存在する豊かな森づくりに配慮すべきである。

水源林を健全な形で未来に引き継いでいくために、様々な仕組みを階層的、複合的に組み合わせ、総合的な取組を行うことで、その効果を最大限に発揮できるものと考える。

### 3. 新たな仕組みについて（各論）～生物多様性に富んだ水源林を目指して～

#### I. 適正な保全・管理を進める仕組み

##### （1）水源林の土地取引の把握

森林の土地の取引等の異動を事前に把握する届出制度を導入し、不適切な土地利用を監視し、適正な管理につなげていく仕組みが必要。

県民等が届出するにあたり、過度な負担が生じないよう配慮する必要があり、土地取引等は、所有者の自由意思で行われることから、規制的な取決めは慎重に検討されるべき。

##### （2）林地境界明確化

境界明確化は、地域が一体となって実施する必要があり、関係地権者の参画を促し合意形成できるよう地域の体制を強化する仕組みが必要。

地域による境界明確化の活動に、行政、森林組合などが連携し、バックアップする取組みが必要。

##### （3）水源林の巡視等による状況の把握

地域の森林に精通し、防災や獣害等の様々な森林保全上の問題を把握して、対応することを目的とした「（仮称）水源林保全巡回員」を配置し、巡回の強化を検討するべき。対策を講じるために、崩壊地等の地形や植生被害等を把握できるデータの収集に努める必要がある。

##### （4）多様な主体による水源林の管理

森林所有者自らが手入れできない森林は、森林組合、コモンズ、企業、NPOなど多様な主体や公的管理などそれぞれの特性を活かして管理できるよう支援することが求められる。

※コモンズ…森林などの資源の共同利用地のこと。従来からある入会林制度もコモンズの一種であるが、

各地で現代的な共同利用の取組が始まっている。

## II. 豊かな生態系を育む仕組み

### (1) ニホンジカ対策

ニホンジカの生息密度を低減するためには、多様な主体による捕獲を推進するなど既存の手法にとらわれない施策により捕獲数を拡大し、効率的な捕獲を目指す仕組みが必要。

さらに、広域的な連携により専門性を有する担い手の育成や先進的な捕獲手法について研究を進め、活用することを検討していく必要がある。捕獲の推進と併せて森林土壌の被害の緊急性に応じた対策工法を体系化して整理することや、希少種の保護等の森林保全対策を実施することが必要。

### (2) 巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系の保全

貴重な巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系が恒久的に地域の人々の文化や暮らしとともに持続的に保全される仕組みが必要。環境学習やエコツーリズム等への活用を通じて、その価値を広く発信して、県民に保全の必要性について理解を深めてもらい、永続的に継承しようとする意識の醸成を図ることが求められる。

## III. 林業活動を活性化する仕組み

### (1) 間伐の推進

間伐を推進するために森林所有者が、木材供給者としての自覚を持ち、森林管理や木材生産に対する意識を高める必要がある。

また、間伐事業に係わる者は間伐の実施状況や間伐材の利用等の状況について、積極的に情報発信する必要がある。

さらに、意欲のある森林所有者等やいわゆる自伐型林業を支援するため、林内に放置されている未利用材等を活用する地域の取組みを推進することが求められる。

### (2) 県産材の生産・利用・流通

県産材を安定的に流通させていくためには、需要と供給のミスマッチの解消が課題であることから、木材流通センターが、需要情報の発信機能や出荷量の調整機能を発揮し、素材生産事業体の調整窓口として一層活用されることが求められる。

また、県自らが公共建築物等の木造化、木質化に努め、併せて、市町等に普及することが重要。

さらに、様々な世代を対象に、ウッドスタートから段階的に『木育』を推進することで、滋賀の風土にあった「びわ湖材」の需要の創出や普及・啓発する取り組みが必要である。

バイオマス利用については、県が市町や地域と連携して、地産地消の取組みを推進することが求められる。

※ウッドスタート…子どもが木に触れながら育つ環境整備を推進するために、誕生日として赤ちゃんに国産材玩具等をプレゼントするなどの活動

## IV. 価値を評価し情報発信する仕組み

### (1) 琵琶湖の水源林の価値の評価

森林の林業的価値だけではなく、生態系サービスの価値など多様な価値を県民や下流域の人々にも認識してもらうために、滋賀県の森林の生態系サービスの価値を評価して政策に活かす検討が必要である。

## 水源林保全のための仕組みづくりについて

答 申

平成26年9月22日(月)  
滋賀県森林審議会

## 目次

1. はじめに	• • • 1
2. 基本的な視点（総論）	• • • 1
3. 新たな仕組みについて（各論）	• • • 2
～生物多様性に富んだ水源林を目指して～	
I. 適正な保全・管理を進める仕組み	
(1) 水源林の土地取引の把握	• • • 3
(2) 林地境界明確化	• • • 4
(3) 水源林の巡視等による状況の把握	• • • 5
(4) 多様な主体による水源林の管理	• • • 6
II. 豊かな生態系を育む仕組み	
(1) ニホンジカ対策	• • • 6
(2) 巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系の保全	• • • 9
III. 林業活動を活性化する仕組み	
(1) 間伐の推進	• • • 10
(2) 県産材の生産・利用・流通	• • • 12
IV. 値値を評価し情報発信する仕組み	
(1) 琵琶湖の水源林の価値の評価	• • • 14
《参考資料》	
滋賀県森林審議会審議経過、委員名簿	• • • 16



## 1. はじめに

平成 25 年 12 月 24 日、滋賀県知事から滋賀県森林審議会会長に対し、「水源林保全のための仕組みづくりについて」諮問がなされた。

諮問の趣旨は、滋賀県では平成 16 年に琵琶湖森林づくり条例を制定して、森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくりを推進してきたが、深刻化する鳥獣被害や他道県で判明した目的不明な水源林の取得など、条例制定後の新たな課題に直面していることから、琵琶湖の水源林を健全な姿で未来に引き継ぐための仕組みづくりについて、幅広い見地から総合的に検討してもらいたい、というものである。

森林審議会では、この諮問を受けて、過去 4 回の審議会において、県事務局から水源林を巡る現状や課題を聴取するとともに、現地調査などにより取組み状況を調査してきた。滋賀県の森林は琵琶湖・淀川水系にとって貴重な水源林であり、生物多様性保全の観点からも重要な役割を持っているが、今日の林業経営をめぐる厳しい状況下においては水源林保全に対してあらたな政策的な支援を検討することが不可欠である。

森林審議会では、各委員からは水源林保全にかける熱き思いをお聞かせいただいた。限られた時間の中での議論であったが、各委員のご意見を踏まえて最終報告を作成した。

持続的な森林経営という観点からは、森林の若返りや適正な齢級配置を図る上で、間伐だけではなく皆伐も視野に置くべきではないかとのご意見もいただき、将来を見据えた重要なご指摘であるとともに、今後の課題として認識させていただいた。

本報告は水源林保全のための仕組みづくりに向けた全体的な枠組みを示したものである。今後は、本報告書で示した枠組みに基づき、具体的な取り組みに向けて議論が進むことを期待している。

## 2. 基本的な視点（総論）

滋賀県の森林は県土面積の 2 分の 1 を占め、琵琶湖の重要な水源であり、淀川流域をはじめ県域を越えた水源として重要な役割を果たしている。

のことから、滋賀県の森林のすべてを重要な水源林として位置付け、健全な姿で次代に引き継ぐための保全の仕組みが必要である。

水源林保全のための仕組みづくりについて議論を進めていると、水源林をとりまく新たな課題というのは、つまるところ、滋賀県だけの問題ではなく、我が国の森林・林業がこれまでから抱えてきた様々な未解決な課題、その延長線上に生じてきていることが浮かび上がってくる。

すなわち、木材生産などの林業活動が盛んであれば、人びとは山に、森林にもっと価値を見いだすであろうし、実際、山にも人が入り込むことだろう。そうすれば、ニホンジカの爆発的増加にもっと早く気づくことができただろうし、素早い対応もできたはずである。また、大切な森林を手放すことなどなかったことだろう。

しかしながら、現在では森林・林業が活性化すれば水源林を守れるという、いわゆる予定調和論では不十分であり、これらを包含するもっとスケールの大きい概念が必要である。その概念こそが生物多様性であると考える。

森林は、原生的な天然林から戦後植林された人工林まで多様な構成となっており、それぞれの林種や林相に応じた固有の多種多様な動植物や土壤生物が生育・生息していることから、生物多様性を保全する場として、特に重要な役割を果たしている。

また、森林は生物多様性が保全された健全な状態であれば、我々に木材やバイオマスなど多様な資源を供給してくれるだけではなく、水源涵養機能をはじめとする公益的機能を発揮するなど様々な生態系サービスを提供してくれている。

このことからも、琵琶湖の水源である森林を保全していくためには、生物多様性の視点に立ち、多様な樹種や齢級構成、多様な動植物が存在する豊かな森づくりに配慮すべきである。

水源林を健全な形で未来に引き継いでいくためには、ひとつの取組みだけで目的を達成することは不可能であり、様々な仕組みを階層的、複合的に組み合わせ、総合的な取組を行うことで、その効果を最大限に発揮できるものと考える。

また、その仕組みは県民の意見をしっかりと反映させることが求められることから、県民意見の把握に努めることとし、また、できあがった仕組みが県民から見て、なるほどと思えるものであり、思い切ったものであると評価いただけるものを示していくかなければならないと考えている。

### 3. 新たな仕組みについて（各論）

#### ～生物多様性に富んだ水源林を目指して～

水源林を保全するためには生物多様性の視点に立ち、様々な仕組みを階層的、複合的に組み合わせる必要があるため、4つの柱を建てて、それぞれ課題の解決に向けた仕組みの検討を行った。

まず、1つ目は全国的に利用目的が定かでない森林買収事例が増加し、水源林の無秩序な伐採や乱開発による森林荒廃などが懸念されていることや森林の境界が不明確で適正な森林管理が実施できず多面的機能の低下が懸念されていることなどから『適正な保全・管理を進める仕組み』について検討を行うこととした。

次に2つ目として、ニホンジカの生息数の急激な増加による分布域の拡大により、農林水産業の被害だけでなく森林生態系への影響が顕著となっていることなどから『豊かな生態系を育む仕組み』を検討し、3つ目として、間伐等の森林整備が十分に行き届かず水源涵養等の多面的機能の低下が危惧されていることなどから『林業活動を活性化する仕組み』を検討することとした。

そして、4つ目は、森林の価値を正しく評価し、情報発信することで、森林所有者や県民、広く下流域の人々に水源である森林からの恩恵について認識してもらい、健全な姿で次代に引き継ぐ意

識を醸成することが重要であることから『価値を評価し情報発信する仕組み』について検討することとした。

これらについて、関連する水源林を巡る課題の解決に向けた新たな仕組みを提案したい。

## I. 適正な保全・管理を進める仕組み

### (1) 水源林の土地取引の把握

全国的に利用目的が定かでない森林買収事例が増加し、水源林の無秩序な伐採や乱開発による森林荒廃、そのことによって生じる水資源の減少、枯渇、汚濁などが懸念されている。

こういった状況の中、平成25年度末までに15道県で水源地等を保全するための条例が制定され、水源地域の土地取引の把握を目的とする事前届出制度が導入されている。

琵琶湖森林づくり県民フォーラム（平成26年5月24日開催）参加者に対して実施したアンケートによると、水源地などの重要な森林を守るために土地取得に関する事前届出を定めた条例が必要と8割以上が回答している。

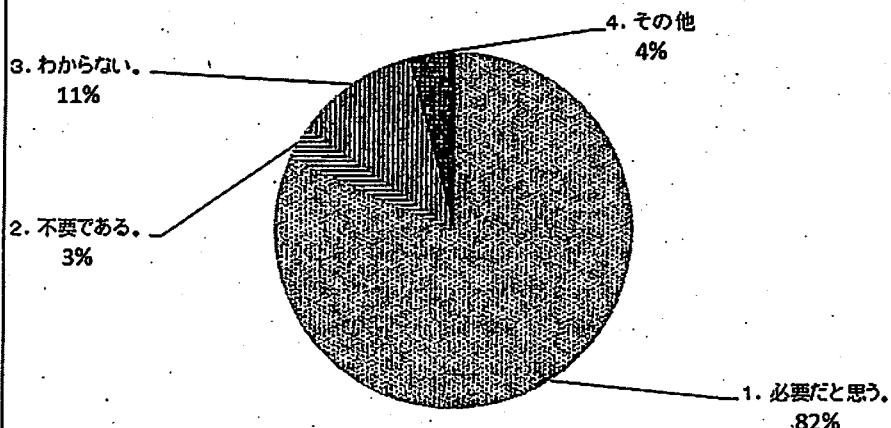
#### 【琵琶湖森林づくり県民フォーラム参加者アンケート】

平成26年5月24日開催

（問）水源地などの重要な森林を守るために北海道などでは土地取得に関する事前届出を定めた条例を制定しています。このような行政の動きをどう考えますか。

1. 必要だと思う。58名    2. 不要である。2名    3. わからない。8名    4. その他 3名

事前届出制度に関するアンケート結果



#### 【現在の対策】

- 森林法による規制（保安林制度・林地開発制度・伐採届出制度等による規制）
- 森林法による新たに森林の土地の所有者となった旨の届出制度（事後届出制度）
- 國土利用計画法に基づく届出制度（事後届出制度）
- 市町や森林組合等との連携による情報収集

### 【国の動き】

#### ○水循環基本法が成立

- 水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、水循環政策本部を設置（H26.7.1）
- 政府は水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため水循環基本計画を定める
- 国および地方公共団体は水の貯留・涵養機能の維持および向上を図るため、森林、河川、農地、都市施設等の整備その他必要な施策を講ずる。

### 必要となる仕組み

水源林を保全するためには、森林の土地の取引やこれに付随する権利の異動を事前に把握することが望ましい。このため、他道県で実施されている事前届出制度を導入し、土地取引等の情報を事前に把握することで、不適切な土地利用を監視し、琵琶湖の水源林として適正な管理につなげていく仕組みが必要である。

届出を必要とする区域を設定する際には、滋賀県の森林のすべてが重要な水源林であることを考慮して設定する必要があるが、県民や事業者が届出するに当たって、過度な負担が生じないよう十分配慮する必要がある。

また、土地の取引等は、森林所有者の自由意思で行われることを考慮して、規制的な取決めは慎重に検討されるべきである。

### （2）林地境界明確化

水源林を保全するためには、間伐などの森林整備を適期に実施する必要があるが、境界が不明確であることにより森林整備に着手できず森林の持つ多面的機能が低下することが懸念されている。

滋賀県の民有林面積18万4千haのうちG P S等を活用して位置情報を計測した境界測量ができるところは造林公社、生産森林組合などが管理している森林や県営林の約3万4千ha程度であり、境界の位置情報のデータが整備されていない森林は約8割を占めている。

森林所有者の森林づくりへの関心と意欲が、所有森林の区域を知ることにより、高まることが期待できる。

さらに、境界が明確になることで森林施業を集約化する環境が整い、作業道の開設や高性能林業機械の導入などにより低コスト施業が可能になる。

しかし、林地境界の明確化は、不在村地主を含む所有者の特定や、隣接所有者の立ち会いによる境界確認などが必要であることから、非常に手間と時間を要するものであり、関係者の参画がなければ作業がはかどらない。

### 【現在の対策】

#### ○放置林防止対策境界明確化事業（琵琶湖森林づくり事業）

➢ 市町等が実施する境界明確化事業に要する経費について助成する。

#### ○森づくり実践講座（林業研究グループ等への支援）（琵琶湖森林づくり事業）

➢ 林業研究グループ等が実施する研修会に要する経費について助成する。

GPSとデジタルコンパスを使った山の境界明確化等の実践活動

#### ○森林整備地域活動支援交付金事業

（林野庁による境界明確化への支援）

➢ 市町との協定に基づき地域活動を行った交付対象者に対し交付金を交付する。

#### [施業集約化の促進]

集約化施業による利用間伐を実施するために必要な活動

を支援（森林調査（立木調査・路網調査等）、境界の確認、

合意形成活動）

#### ○国土調査法による地籍調査

滋賀県の地籍調査の進捗率は13.1%（全国平均50%）であり、特に林地は1.3%（全国平均43%）で低い水準にある。（H24末時点）



林業研究グループによる境界測量研修

### 必要となる仕組み

境界明確化は、関係地権者が立ち会い、地域が一体となって実施する必要があることから、集落会議等を通じて関係地権者の参画を促し、取りまとめて合意形成できるよう地域の体制を強化する仕組みが必要である。

また、このような地域による境界明確化の活動に対して、行政、森林組合などが連携しバックアップする取組みが必要である。

なお、境界が確定できない場合であっても、地域の森林として一体的に自治会等で管理することとして、森林整備に着手している事例も県下にはあることから、こういった手法も紹介していく必要がある。

### （3）水源林の巡視等による状況の把握

水源林を生物多様性に富んだ健全な姿で次代に引き継ぐためには、森林所有者などの森林を管理する者が森林の状態を把握するとともに、状況に応じて必要な対策を講じることが求められる。

しかし、森林所有者など地域住民が山に入る機会は減ってきており、継続的に地域の森林の状況を把握するための新たな取り組みが求められている。

現在、森林では森林災害等の予防や早期発見など森林の保全を図るために森林保全巡視員や鳥獣の保護や狩猟の適正化のための鳥獣保護員など様々な役割をもつた人が活躍しているが、それぞれ

が独立して個別の役割を担っており、森林保全上の問題を一元的に把握できていない状況である。

#### 必要となる仕組み

水源林を永続的に保全していくためには、的確に現状を把握し、状況に応じた対策を講じていく必要があることから、地域の森林の事情に精通しており、防災や獣害をはじめとする様々な森林保全上の問題を一元的に把握して、対応することを目的とした「(仮称) 水源林保全巡回員」を配置することにより巡視の強化を検討するべきである。

また、森林の状態に応じたさまざまな対策を講じるためには、崩壊地や危険地の地形や植生被害の状況等を的確に把握できるデータの収集に努める必要がある。

#### (4) 多様な主体による水源林の管理

林業の収益性の悪化等の経済的な事情や山村の過疎化・高齢化など社会的な要因によって、森林所有者が森づくりへの関心を失い、手入れが行き届かなくなる事態が発生している。

手入れ不足の森林をこのまま放置すれば、水源涵養機能をはじめとする多面的機能の維持が困難になることが懸念される。

#### 【現在の対策】

- 琵琶湖森林づくりパートナー協定制度（琵琶湖森林づくり事業）
  - 企業と森林所有者がパートナー協定を結ぶことを県がコーディネートし、企業が協定に基づき提供した資金を活用して所有者が森林整備を実施
- 県民参加の里山づくり事業（里山協定林推進事業）（琵琶湖森林づくり事業）
  - 市町と里山保全グループが森林所有者と協定を結び行う里山保全活動を支援
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
  - 地域住民が森林所有者、NPO法人、民間団体などと一緒に活動組織を作つて行う里山林の保全管理や資源利用、森林環境学習等の活動を支援

#### 必要となる仕組み

森林所有者自らが手入れできない森林については、地域の状況に応じて、森林組合による管理やコモンズなど地域による管理、企業やNPOの参画など多様な主体による管理や公的管理などそれぞれの特性を活かして管理できるよう支援することが求められる。

※コモンズ…森林などの資源の共同利用地のこと。従来からある入会林制度もコモンズの一種であるが、各地で現代的な共同利用の取組が始まっている。

## II. 豊かな生態系を育む仕組み

### (1) ニホンジカ対策

滋賀県では、特定鳥獣保護管理計画策定に伴い生息数の推定を行つた結果、平成22年度推定生息

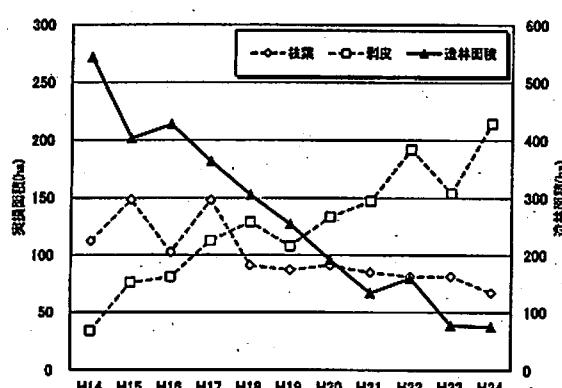
数は47,000頭から67,000頭と見込まれている。ニホンジカの生息数の増加と分布域の拡大により、農林水産業の被害だけでなく下層植生が食害により衰退し土砂流出の危険性も増大している状況にある。

ニホンジカの増加は、森林植生への食害により森林の更新が阻害されたり、ニホンジカが食べない植物（忌避植物）しか残らず植物種の多様度が低下したりするなど、生物多様性の面でも大きな影響がある。

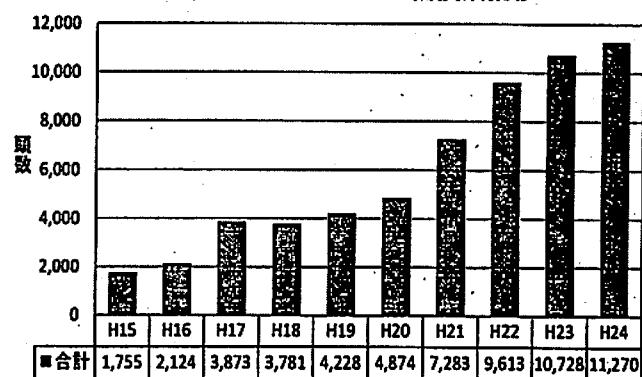
こうした森林の持つ公益的機能は一度失われると再生には非常に長い時間が必要となることから、より豊かで、多様な野生生物が生育・生息する生物多様性を保全するためには、ニホンジカの生息数を減少させる必要があるが、現状のニホンジカ対策は、個体数の増加を抑えているにとどまっている。

### ニホンジカ被害の現状と取組

滋賀県のニホンジカ林業被害の推移



滋賀県におけるニホンジカ捕獲数推移



滋賀県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画（第2次） H24.4.1～H29.3.31

### 野生動物対策の視点

個体数管理

被害防除対策

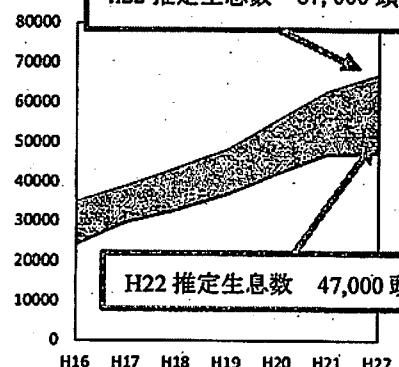
生息環境管理

### 個体数管理目標

- 県内適正頭数8,000頭を目指す。
- 計画期間内での生息数の半減を目指し、年間16,000頭（メスは少なくとも9,600頭以上）の捕獲を目指しつつ、当面は捕獲能力最大限での捕獲を実施する。

頭数 推定生息数

H22 推定生息数 67,000頭



H22 推定生息数 47,000頭

## 【現在の対策】

### 1) 個体数管理対策

➢ 捕獲能力最大限での捕獲を実施（平成 26 年度捕獲目標=15,000 頭）

○湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業（琵琶湖森林づくり事業）

    捕獲目標を早期に達成するため、捕獲頭数に応じた助成

○ニホンジカ防除対策モデル事業（琵琶湖森林づくり事業）

    奥山・高標高地での植生保全および効率的捕獲手法の検証

○ニホンジカ広域管理捕獲実施事業（琵琶湖森林づくり事業）

    湖北・湖東地域の鳥獣保護区等の限定した地域に獣友会会員からチームを編成し捕獲を実施

### 2) 被害防除対策

➢ 造林木被害対策：防護柵設置、防護ネット、

    テープ巻きの実施

➢ 森林植生被害：小面積防護柵設置

### 3) 生息環境管理対策

➢ 生息地の適正な管理、シカの増加を促進しない施策の

    実施

➢ 森林と集落の棲み分けを図る緩衝帯整備



ニホンジカ食害により下層植生が消滅した森林

## 【国の動き】

### ○鳥獣保護法の改正

法律の名称を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正

・一定条件下での夜間銃猟の規制緩和

・認定鳥獣捕獲事業者制度の創設

・網猟およびわな猟免許の取得年齢の引き下げ など

## 必要となる仕組み

ニホンジカの生息密度を低減するためには、地域の実情に応じて、多様な主体による捕獲を推進するなど既存の手法にとらわれない施策により捕獲数の拡大を図るとともに、効率的な捕獲を目指す仕組みが必要である。

さらに、関西広域連合など広域的な連携により鳥獣の捕獲等に専門性を有する担い手を育成する取組みや先進的な捕獲手法について研究を進め、活用することを検討していく必要がある。

また、生息密度の低減による森林植生の回復などの効果が現れるまでに時間を要するため、捕獲の推進と併せて森林土壌の被害の緊急度に応じた対策工法を体系化して整理することや、専門家か

らの意見を聞きながら森林の状況に応じた希少種の保護等の森林保全対策を実施することが必要である。

## (2) 巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系の保全

滋賀県の森林は、日本海側と太平洋側の両方の植物が分布しており、複雑な植物相を呈している。

また、湖北地域や湖西地域にあるトチノキ巨木林や、やや標高の高い山地に見られるブナ林などのほか、古くから人が関わることによって育まれてきた里山林も存在するなど多様性に富んでおり、その生態系は非常に重要な価値を持つ。

このように多様性に富んだ森林は、野生動植物の生育・生息の場となるなど様々な価値を有していることから次世代に引き継ぐための保全策が必要である。

### 【現在の対策】

#### ○巨樹・巨木の森整備事業（琵琶湖森林づくり事業）

次世代に残すべき巨樹・巨木林の保全のために、県、市町、森林所有者等との間で締結する5年間の協定に基づいて実施する周辺環境整備や保全活動に対して支援を行う。

[対象となった巨樹・巨木] 261本

#### ○その他法令による対策

既存の法令で、地域指定等により開発行為等を制限しているもの

1) 自然公園法

2) 滋賀県自然環境保全条例

3) 文化財保護条例

4) ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例



高島市朽木平良 トチノキ巨木

### 必要となる仕組み

水源の森に残された貴重な巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系の恒久的な保全が重要であることから、県民に親しんでいただくことによって、地域の人々の文化や暮らしとともに持続的に保全される仕組みが必要である。

生物多様性に富んだ森林は、自然的価値や文化的価値の高い地域資源であり、環境学習やエコツーリズム等への活用を通じて、地域集落の活力を取り戻す取組が重要である。このような取組により、その価値を広く発信して、県民に保全の必要性について理解を深めてもらい、永続的に継承しようとする意識の醸成を図ることが求められる。

### III. 林業活動を活性化する仕組み

#### (1) 間伐の推進

間伐は林分の適正な密度管理を行って将来の収穫量を最大にするとともに、林床に適度に光を入れることによって下層植生が繁茂し、健全な森林環境を育むなど、人工林が水源林としての機能を発揮する上で欠くことのできない森林施業である。

しかし、間伐等の森林整備が十分に行き届かない森林が数多く存在していることから、水源涵養機能等の森林の多面的機能が低下することが危惧されている。

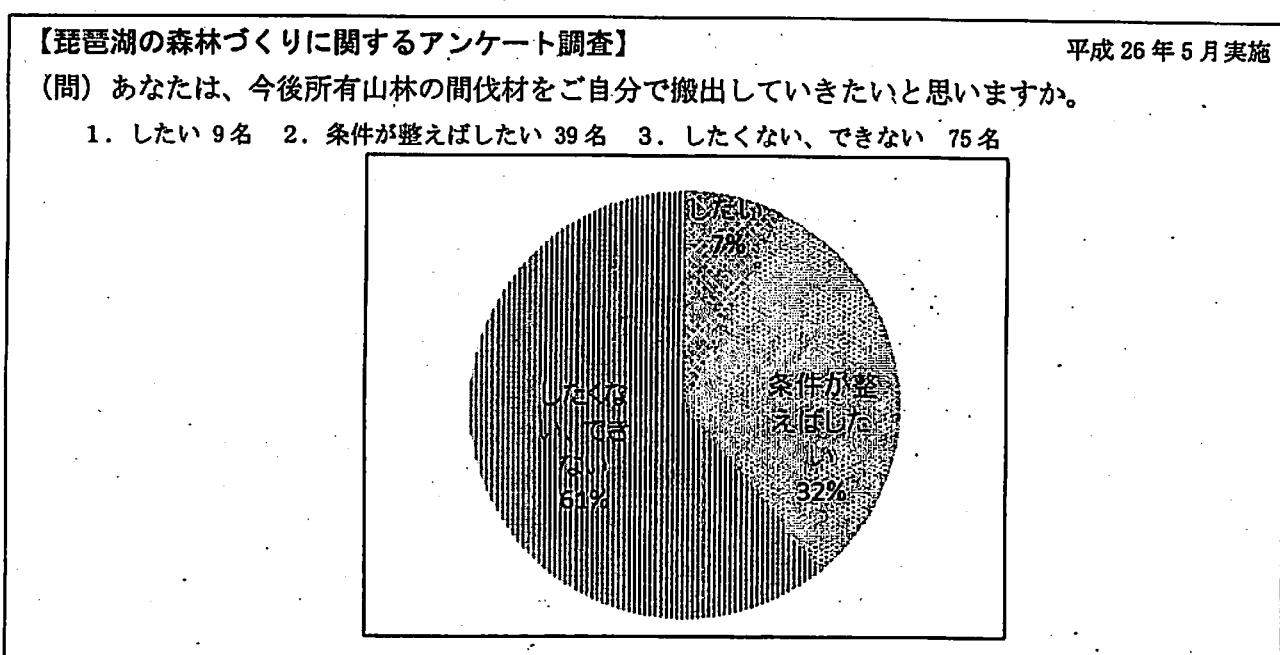
一方で、伐採された間伐材は搬出しても採算が合わないということで、そのほとんどが林内に放置されてきたが、近年、国において間伐材の搬出を支援する補助制度が創設されたことなどにより、県内の森林組合系統による間伐材生産量は平成20年度の約4,000m<sup>3</sup>から平成25年度には約30,000m<sup>3</sup>へと飛躍的に増加してきている。

間伐は、保育のための切捨て間伐から森林資源を有効利用する搬出間伐へと質的転換期にあり、人工林資源が成熟しつつある中で、需要に見合った県産材の供給が求められている。

手入れが行き届いていない森林の整備が進み、利用可能な木材が有効活用されることで、林業従事者の雇用創出と森林所有者の所得向上といった山村地域の活性化へつながることが期待される。

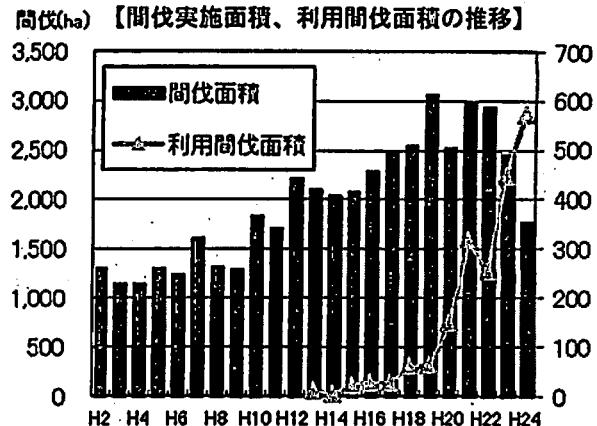
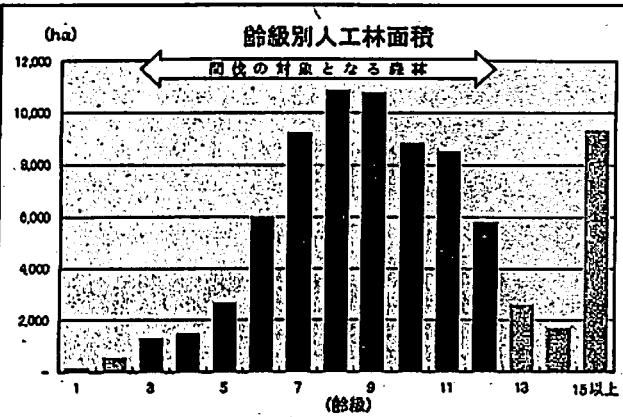
また、間伐による林地残材等を森林所有者自らが搬出・集積し、薪などに加工して販売する流通システム「木の駅プロジェクト」が始動するなど県内で森林への関心を高める取組が行われている。

県内在住の森林所有者に対して実施したアンケート（平成26年5月実施）によると、約4割が今後所有山林の間伐材を自分で搬出したい、もしくは、条件が整えばしたいと回答している。



### 間伐の現状

- 森林の民有林面積約 184,000ha のうち人工林(杉・ヒノキ)は約 78,000ha
- うち、間伐の対象となる 3~12 歳級の人工林は約 64,000ha
- 平成 15~24 年度（10 年間）における間伐実施面積は約 25,000ha



### 間伐の目標

特定間伐等の実施の促進に関する基本方針（平成25～32年度の8年間に24,800haの間伐を実施）



### 必要となる仕組み

間伐を推進するために森林所有者は森林を管理する責任があることを十分に認識するとともに、木材供給者としての自覚を持ち、森林管理や木材生産に対する意識を高める必要がある。

また、間伐等森林整備の重要性について、県民等の理解を深め、更なる間伐促進、間伐材利用につなげるため、間伐事業に係わる者は間伐の実施状況や間伐材の利用等の状況について、積極的に情報発信する必要がある。

さらに、地域全体の森林への関心を高め、地域やNPO団体等、多様な主体の間伐への参画を促進し、特に意欲のある森林所有者やいわゆる自伐型林業を支援するため、林内に放置されている間伐の未利用材等を活用する地域の取組みを推進することが求められる。

## (2) 県産材の生産・利用・流通

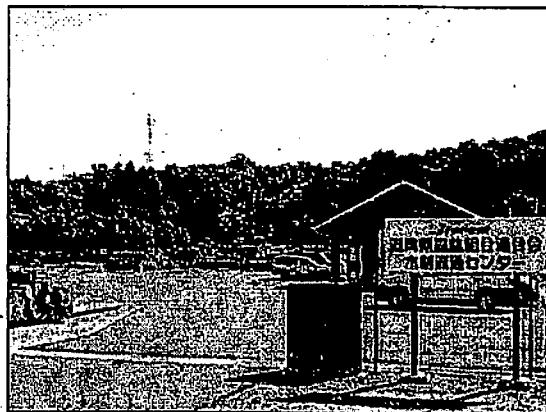
滋賀県の森林を社会全体で支え、保全していくためには、森林の価値を環境面だけ論じるのではなく、経済面において具体的に見える化し、県民の目（関心）を森林に向けることが不可欠である。

そのためには、多くが利用期に到達しているスギやヒノキの人工林を資源として利用することで、県内の林業、木材産業を活性化し、森林所有者から事業者、利用者すべてがその利益を享受できるよう、県産材のサプライチェーンの構築を図っていかなければならぬ。

しかし、県産材のサプライチェーンが未熟で、需給動向とは関係なく素材が供給されているのが現状である。需給調整機関として森林組合連合会の木材流通センターが整備されたが、機能が最大限に発揮されるよう関係者にその役割を十分に理解してもらう必要がある。

また、県産材の利用を促進するためバイオマス利用への対応や「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく、公共建築物等の木造化、木質化の促進が求められる。

※ サプライチェーン…原木の状態から消費者に至までの全ての過程のつながり。供給網。



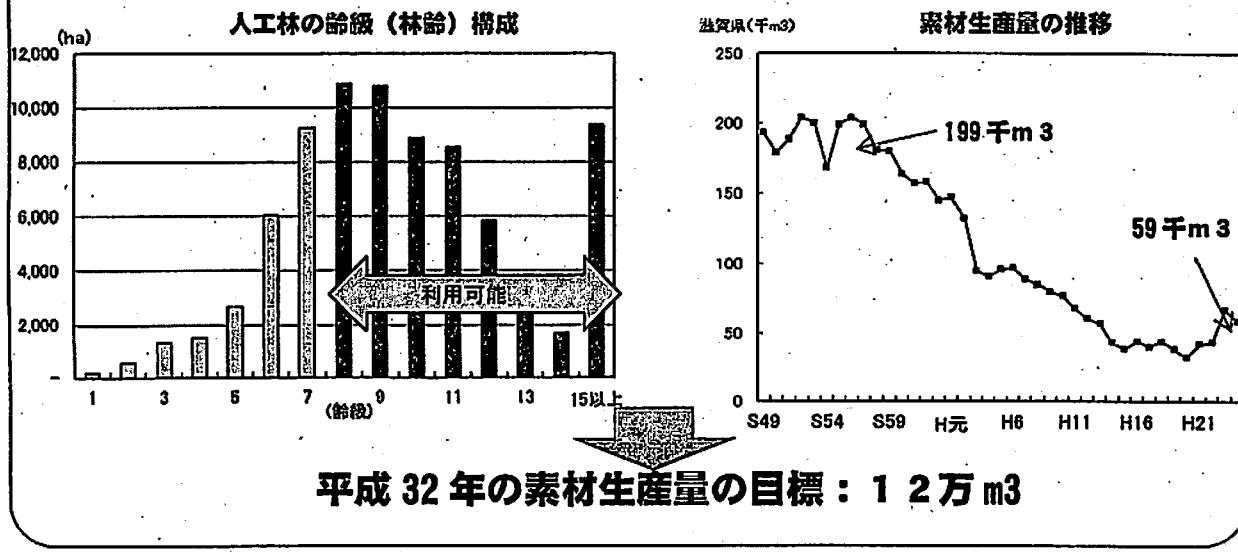
滋賀県森林組合連合会木材流通センター



多賀中学校 ランチルーム

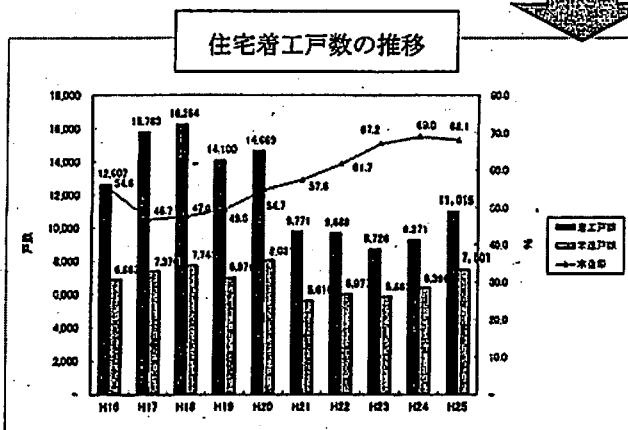
### 素材生産の現状と取り組み

- 滋賀県のスギ・ヒノキなどの人工林約8万haの内、柱などの建築用材として利用可能な8齢級(36年生)以上が約7割に達している。
- 滋賀県の平成24年の素材生産量は5万9千m<sup>3</sup>で、昭和56年(19万9千m<sup>3</sup>)の約3割であるが、最近は増加傾向にある。(素材生産量には人工林以外も含む)



## 木材利用の現状と取り組み

- 住宅着工戸数は経済情勢に敏感に反応して増減するが、滋賀県では木造住宅の着工戸数は安定的に推移している。
- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行(H22)されて以降、学校・幼稚園・福祉施設等の公共建築物の木造化が進展

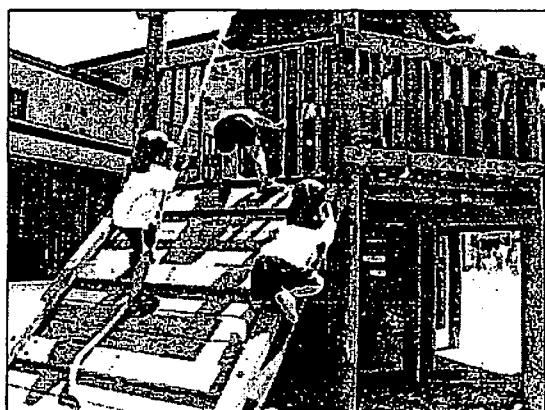


- ◆ 住宅や公共建築物の木造化、内装の木質化の推進（琵琶湖森林づくり事業）  
木の香る淡海の家推進事業、びわ湖材利用促進事業、木造公共施設整備事業

## 必要となる仕組み

県産材を安定的に流通させていくためには、需要と供給のミスマッチの解消が課題であることから、木材流通センターが、販路拡大など安定した供給先の確保や需要やニーズに即した原木供給、一時ストックや運送手配など市況に対して弾力的かつ効率的な集配を行うなど需要情報の発信機能や出荷量の調整機能を発揮し、素材生産事業体の調整窓口として一層活用されることが求められる。

また、公共施設の木造化・木質化への取組を全県に広げ、県自らが県産材に関する情報を提供するなど、府内の連携体制を密にすることで、公共建築物等の木造化、木質化に努めることが必要である。併せて、市町等に対し木材調達および技術面の助言を積極的に行うことで、公共建築物の木造化、木質化を普及することが重要である。



さらに、県産材を使った公共建築物や木造住宅および木製品利用により、様々な世代を対象に、ウッドスタートから段階的に『木育』を推進することで、木材の特性やその利用の促進の意義について県民の理解の醸成を効果的に図り、滋賀の風土にあった「びわ湖材」の需要の創出や普及・啓発する取り組みが必要である。

長浜市新庄中町 長岡保育園長浜学舎

県産材の県内消費を促進するには、県内の林業、木材産業の関係者の理解が不可欠であるが、特にバイオマス利用については、採算性や効率の点で、できるだけ近い範囲で生産、利用する必要があることなどから、県が市町や地域と連携して、地産地消の取組みを推進することが求められる。

※ウッドスタート…子どもが木に触れながら育つ環境整備を推進するために、誕生日として赤ちゃんに国産材玩具等をプレゼントするなどの活動

#### IV. 価値を評価し情報発信する仕組み

##### (1) 琵琶湖の水源林の価値の評価

森林は、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息または生育の場を提供するなど様々な役割を果たしている。

特に滋賀の森林は、県民や下流府県の人々に安定的に水を供給する琵琶湖の水源としての価値が非常に高い。

また、北日本型と南日本型の植生の遷移地帯にあって、多様性に富んだ植生を有していることなどから、自然的な価値が高く、森林と共に生活してきた木地師に象徴される滋賀らしい山村に伝わる伝統文化があることなどから、文化的な価値も高い。

このように、滋賀の森林は、琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産であり、広く県民や下流域の人々も琵琶湖の水源としての恩恵や様々な生態系サービスの恩恵を受けている。

琵琶湖の水源林を保全するためには、森林の価値を情報発信することにより、森林所有者や県民、広く下流域の人々に水源である森林からの恩恵について認識してもらい、健全な姿で次代に引き継ぐ意識を醸成することが重要であり、県民や下流域の受益者にも森林づくりに関する施策について協力を得ることが重要となる。

しかし、県民や下流域の人々が恩恵を受けている様々な生態系サービスの価値を算定する手法は、森林の林業的価値の評価を除けば、国内では普及しておらず算定された事例もほとんどないのが現状である。

##### 【現在の評価】

○森林の公益的機能の評価額の算出（林野庁） 全国 74兆9,900億円（試算額）

##### 〔評価手法〕

- (1) 全国の森林を対象に、様々な機能を評価する観点から、基本的に代替法を用いて評価。
- (2) 代替法は、ある環境サービスを、それと同程度のサービスを提供する財の価格で代替して評価する手法である。

##### 〔評価した森林の公益的機能〕

水源涵養機能 土砂流出防止機能 土砂崩壊防止機能 保健休養機能 野生鳥獣保護機能

### 大気保全機能

#### [その他]

林野庁の方法以外にも森林税等を導入している県の中にも、独自の評価手法を用いて評価を行っているものがある。

### 必要となる仕組み

水源林を保全するために必要な費用負担や協力の妥当性について、説得力を持って説明するためにも、森林の林業的価値だけではなく、生態系サービスの価値など森林の多様な価値を県民や下流域の人々にも認識してもらう必要があることから、滋賀県の森林の生態系サービスの価値を評価して政策に活かす検討が必要である。

## 滋賀県森林審議会審議経過、委員名簿

## 〔滋賀県森林審議会における審議〕

平成 25 年 12 月 24 日 水源林保全のための仕組みづくりについて諮問

平成 26 年 3 月 18 日 方向性の検討

4 月 30 日 骨子案の検討

7 月 2 日 中間報告案の検討

9 月 3 日 最終報告案の検討

※審議会における議論の詳細については滋賀県ホームページで公開している。

## 〔滋賀県森林審議会委員名簿〕 (50 音順)

任期：平成 25 年 12 月 1 日～平成 27 年 11 月 30 日

氏 名	現職名・所属等
浅香 剛 (あさか つよし)	滋賀森林インストラクター会 (一般社団法人日本インストラクター会協会会长)
河島 明美 (かわしま あけみ)	建築士
北村 美代子 (きたむら みよこ)	林研グループ女性部副部長
久保 久良 (くぼ ひさよし)	滋賀県林業協会前理事 (多賀町長)
栗山 浩一 (くりやま こういち)	京都大学教授 ※滋賀県森林審議会会长
坂野上 なお (さかのうえ なお)	京都大学助教
須藤 明子 (すどう あきこ)	獣医師
立岡 徹 (たつおか とおる)	滋賀県木材協会副会長
長島 啓子 (ながしま けいこ)	京都府立大学助教
中本 清治 (なかもと せいじ)	指導林家
西川 晃由 (にしかわ あきよし)	滋賀森林管理署長
松山 正己 (まつやま まさき)	滋賀県森林組合連合会 代表理事長
丸山 郁夫 (まるやま いくお)	公募
目野 美輝代 (めの みきよ)	公募
山田 喜久男 (やまだ きくお)	木材流通業 (甲賀林材株式会社専務取締役)

## ○琵琶湖森林づくり条例

平成16年3月29日滋賀県条例第2号

## 改正

平成16年10月25日条例第38号

琵琶湖森林づくり条例をここに公布する。

## 琵琶湖森林づくり条例

滋賀の森林は、県土のおよそ2分の1を占め、すぎ、ひのきなどの人工林、あかまつ、こなら、ぶななどの天然林が豊かに広がり、琵琶湖と一体となった滋賀独特の四季折々の風景をつくりだしている。

これらの森林は、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息または生育の場を提供するなど様々な役割を果たしてきた。

そして、これらの森林に取り囲まれ、豊かな水をたたえる琵琶湖から、私たちをはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けてきた。その琵琶湖の水をはぐくんでいるのは、周りを囲む山々の森林であり、琵琶湖の恵みはとりもなおさず緑豊かな森林からの恵みである。

まさに、滋賀の森林は、琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産である。

我が国では、戦後、国土の保全、拡大する木材需要等に対応するため、積極的にすぎ、ひのきなどの植林が行われてきたものの、生活様式の変化などによる薪炭から化石燃料への転換や高度経済成長期からの木材輸入の増加などにより、木材等の林産物の生産を通じて森林づくりを支えてきた林業が大きな打撃を受け、今日まで構造的な不振の状況にある。その結果、県内においても適切な手入れがされないまま放置されている森林が見られるようになってきた。このままでは琵琶湖の水源かん養はもとより、県土の保全などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧（ぐ）される。

今こそ私たちは、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さを再認識し、森林の多面的機能を見つめ直す必要がある。ここに、私たちは、森林づくりに主体的に参画し、琵琶湖の下流域の人々とともに、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、琵琶湖森林づくり条例を制定する。

## （目的）

**第1条** この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めて、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林を守り、または育てることをいう。
- (2) 森林の多面的機能 水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 県内に所在する森林の所有者（国および市町を除く。）をいう。

(基本理念)

- 第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に發揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。
- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることにはかんがみ、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。
- 4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることにかんがみ、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。
- 5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性にかんがみ、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める森林づくりについての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。
- 2 県は、森林づくりの推進に当たっては、市町および国と相互に連携を図るものとする。
- 3 県は、県内の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることにかんがみ、県の実施する森林づくりに関する施策について、当該下流域の人々の協力が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者の責務)

- 第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林について、森林の多面的機能が確保されることを旨として、森林づくりに努めなければならない。
- 2 森林所有者は、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(森林組合の責務)

- 第6条 森林組合は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林づくりおよび森林資源の有効な利用の促進に積極的に取り組むとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

- 第7条 県民は、基本理念にのっとり、森林がもたらす恵みを享受していることを深く認識し、森林づくりに関する活動に積極的に参加するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に配慮するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

- 第9条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 基本計画には、森林づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、森林所有者等の意見

を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県森林審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境に配慮した森林施業等の推進)

第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、県内の森林整備の現状にかんがみ、間伐の推進を図ることが特に重要であることから、総合的かつ計画的な間伐対策を講ずるものとする。

(県民の主体的な参画の促進等)

第11条 県は、森林づくりに関し県民の主体的な参画を促進し、および琵琶湖等の下流域の人々の協力を得るために、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずることにより、森林の多面的機能についてこれらの者の理解を深めるとともに、これらの者またはこれらの者が組織する団体が行う森林づくりに関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(里山の保全の推進)

第12条 県は、集落周辺にあって、薪炭用材の採取等を通して維持もしくは管理がなされており、またはかつてなされていた森林（以下「里山」という。）の整備およびその多面的な利用を促進することにより里山の保全を図るために、里山の所有者および里山を整備し、または多面的に利用しようとする県民等が協働して行う活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(流域における森林づくりに関する組織の整備の促進)

第13条 県は、流域を単位とした森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、その流域の森林づくりの在り方、進め方等について、県、市町等への提案その他の活動を行うことを目的とし、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間)

第14条 県民および琵琶湖等の下流域の人々が広く森林のもたらす恵みについての理解と関心を深め、森林づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間を設ける。

2 びわ湖水源のもりの日は10月1日とし、びわ湖水源のもりづくり月間は同月とする。

3 県は、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県産材の利用の促進)

第15条 県は、県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供、知識の普及、公共事業への利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林資源の有効な利用の促進)

第16条 県は、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の有効な利用を促進するため、森林資源の有効な利用に関する調査研究および技術開発の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(森林所有者の意欲の高揚等)

第17条 県は、森林所有者の森林づくりに対する意欲の高揚を図るために、適切な森林整

備に関する情報の提供、技術の指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、林業労働に従事する者の確保および育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(森林組合の活性化)

第18条 県は、森林組合が地域の特性に応じた森林の経営の中核的な担い手としての役割を果たすこととなるよう、組織体制の充実、人材の育成その他の森林組合の活性化のための取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(森林環境学習の促進)

第19条 県は、森林づくりを支える人材を育成するため、森林内での体験活動の場の提供、情報の提供その他森林の多面的機能についての理解と関心を深めることとなる森林環境学習の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林づくりの状況等の公表)

第21条 知事は、毎年、森林づくりの状況および県の森林づくりに関する施策の実施状況を公表するものとする。

(規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年条例第38号抄)

1. この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)